

熊本県肝炎ウイルス定期検査助成事業実施要領

第1 目的

B型及びC型肝炎ウイルス患者等の熊本県肝疾患専門医療機関での定期検査（以下「定期検査」という。）に対して助成を行うことにより、重症化予防、早期治療に繋げることを目的とします。

第2 助成対象者

熊本県内に住所がある方で、次の（1）から（5）のすべてに該当する方

- （1）医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- （2）肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
- （3）肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
- （4）住民税非課税世帯に属する方
- （5）熊本県又は市町村が行う肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業に同意した方（熊本県にあつては、別途定める「熊本県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ実施要領」）

第3 対象となる費用

1 次の費用。ただし、医師が必要と判断したもので、保険適用となる費用のみです。

- （1）初診料（再診料）
- （2）ウイルス疾患指導料
- （3）検査料（項目は次のとおり）

| | B型肝炎ウイルス陽性の場合 | C型肝炎ウイルス陽性の場合 |
|--------------|--|---------------|
| 血液形態・機能検査 | 末梢血液一般検査、末梢血液像 | |
| 出血・凝固検査 | プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間 | |
| 血液化学検査 | 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT | |
| 腫瘍マーカー | AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量 | |
| 肝炎ウイルス関連検査 | HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等 | HCV血清群別判定等 |
| 微生物核酸同定・定量検査 | HBV核酸定量 | HCV核酸定量 |
| 画像診断 | 超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） | |

※ 肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合には、超音波検査に代えて CT 撮影又は MRI 撮影を対象とすることができます。この場合、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とします。

2 検査が複数の日にわたる場合において、一カ月以内に終了する場合には、一連の検査とします。

第4 助成回数

年度内（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）につき2回とします。

第5 助成対象期間

年度内（4月1日から翌年の3月31日）に定期検査を受診し、翌年の4月30日までに県が申請を受理したものとします。（郵送による提出の場合は、平成29年4月30日付消印のものまでとします。）

なお、第3の2のただし書きに該当する場合には、最後の検査日が上記期間内を対象とします。

第6 検査の受診

熊本県肝疾患専門医療機関（別紙のとおり）

第7 請求について

定期検査受診から請求までの流れ

1 「熊本県肝炎ウイルス検査（定期検査）」費用請求書」（様式第1号）（以下、「請求書」といいます。）をア、イいずれかの方法で受け取ります。

ア. 県保健所で申し込み、受診した肝炎ウイルス検査で結果が陽性と判定された方

県が実施するフォローアップ事業に同意※のうえ、同意書（別様式）を肝炎ウイルス検査を申し込んだ保健所に提出していただきます。その後、保健所から請求書をお渡しします。

イ. 市町村が実施する肝炎ウイルス検査（健康増進事業）で結果が陽性と判定された方

市町村が実施するフォローアップ事業に同意※してください。その後、お住まいの地域の保健所から請求書を受け取ります。請求書内記載事項に同意の上（省略不可）で請求いただくこととなります。

（※印の同意については、一度同意をしている場合は、再度同意する必要はありません。）

2 定期検査を受けます。

3 医療保険適用後の自己負担額を、医療機関の窓口で支払い、「領収書（レ

シート不可。)」「診療明細票」を受け取ります。

- 4 「請求書」を記載のうえ「医療機関の領収書（レシート不可）」、「診療明細票」、「世帯全員の住民票の写し」及び「世帯全員の住民税非課税証明書」を添付し、保健所又は熊本県健康危機管理課へ郵送又は持参してください

第8 支給決定等

知事は、「請求書」の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定します。申請が承認された場合は指定口座へ振り込みます。このことで、承認の通知に代えることとします。

また、不承認の場合は、熊本県肝炎ウイルス検査（定期検査）助成金不承認通知書（様式第2号）により提出された申請書類を添えて申請者に通知します。

附 則

この要領は、平成27年7月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。